

消費者問題 ニュース

CONTENTS / 2013.2 No.152

レポート	1
地方消費者行政の充実をめざすシンポジウム／シンポジウム「消費者法の課題と展望Ⅵ～消費生活の安全・安心の確立をめざして（消費者事故調の発足を契機として）」／消費者のためとなる新たな食品表示法の制定を求める意見書／2011年破産事件及び個人再生事件記録調査結果のご報告／リコールを含めた消費者事故等の未然防止のための注意喚起徹底策に関する意見書	
事件情報	6
証券適当取引において指導助言義務に言及した判決／未公開株販売の営業手法について共謀関係による詐欺的手法と認定した判決／イラクディナル紙幣を販売した業者に対する不法行為責任が認められた判決	
翔たく仲間	7
適格消費者団体としての認定を受けて（消費者支援機構福岡）	
文献・催事紹介	8

レポート

地方消費者行政の充実をめざすシンポジウム

1 全国30カ所に中継

2012年11月7日、弁護士会館で「地方消費者行政の充実をめざすシンポジウム」が開催されました。

このシンポジウムでは、そのテーマからも、東京の会場に足を運べる者だけでなく、地方自治体の消費者行政担当者や相談員を始めとする地方の方々が広く議論に参加し、情報と問題意識を共有していただくために、できるだけ多くの弁護士会の会場にシンポジウムの様子をテレビ中継する試みがなされました。その結果、北は北海道（旭川）から南は沖縄まで全国30カ所の会場に中継され、弁護士会館の参加者130名を上回る合計164名が各地の中継会場からシンポジウムに参加しました。また、パネルディスカッションでは地方会場からの発言を交えたり、同時進行で地方会場から質問を受け付けられる体制をとるなど、双方向的な取り組みもなされました。

2 多彩な顔ぶれ

シンポジウムは、2012年7月に発表された「地方消費者行政の充実・強化のための指針」（消費者庁）、8月に成立した「消費者教育推進法」、9月に2013年度予算概算要求に盛り込まれた「地方消費者行政活性化交付金」を受けて、2013年以降大きく変動するであろう地方消費者行政と消費者教育を主要なテーマとして、パネルディスカッション方式で議論が進められました。

パネルディスカッションに先立って、小平内閣府特命担当大臣（消費

者問題担当 2012年10月就任）、阿南消費者庁長官（2012年8月就任）、細川内閣府消費者委員会委員、野々山国民生活センター理事長と、国の消費者行政を担うトップの方々からご挨拶を頂きました。

パネルディスカッションは、消費者庁から地方協力課長と消費生活情報課長、地方の消費者行政や相談業務の担い手として埼玉県消費生活課長と群馬県岡田市消費生活センターの消費生活相談員、消費者行政の実態調査等に取り組んできた東京消費者団体連絡センター事務局長、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員という多彩な顔ぶれのパネリストで開催されました。

3 地方消費者行政と消費者教育をめぐる議論

地方消費者行政をめぐるのは、地方消費者行政強化のための安定した財源の必要性が繰り返し指摘され、その実現に大きな期待が寄せられました。また、相談員の雇い止めや相談業務の委託をめぐる問題が様々な立場から提起されました。

消費者教育については、単に被害に遭わないための教育ではなく、これからは、自ら考え行動する消費者を育成するための教育をめざす必要があるとの意見が述べられました。また、アンケートでは、文部科学省や教育委員会との連携・協力の必要性を指摘する意見が多数寄せられました。

まさにこれから大きな正念場を迎える地方消費者行政と、新法制定を



受けて大きく動き出す消費者教育について、最先端の情報が詰め込まれたシンポジウムであったと思います。

4 今後活かす

なお、今回の取り組みが、中継の不具合等大きな混乱もなく成功したことは、今後の各種の企画のあり方を考える上で大いに役立つことと想われます。シンポジウム終了後に回収されたアンケートの回答の中にも、「地方にもっと情報が必要と感じた。中央の情報を知らないことで地方が取り残されてしまう・・・」旨の地方会場参加者の意見がありました。東京の会場だけでは、参加できる者はどうしても限られてしまいます。全国各地から興味ある企画に気軽に参加できるよう、今後とも同じような企画が広まっていくことが期待されます。

消費者行政部会
黒木理恵（大阪）

シンポジウム「消費者法の課題と展望Ⅵ～消費生活の安全・安心の確立をめざして（消費者事故調の発足を契機として）」

1 はじめに

2012年12月15日、仙台弁護士会館にて、表記シンポジウムが開催されました。これは、2011年2月から各地で開催してきた「消費者法の課題と展望」と題するシンポジウムのシリーズの第6回目の企画です。消費者安全法の改正により、同年10月1日、消費者庁の中に消費者安全調査委員会（消費者事故調）が設置されたことを受け、消費生活の安全・安心について、これまでの到達点と今後の課題等について考えました。

2 講演及び基調報告

(1) 特別講演「消費者安全調査委員会が果たす役割」

消費者庁の宗林さおり消費者安全課長より、「消費者安全調査委員会が果たす役割」と題して特別講演が行われ、消費者事故調の組織、原因調査の対象、原因調査手続の流れ、調査結果の公表・処分等の制度全般について解説がありました。

事故等原因調査等の申出制度により、被害者だけでなく、何人も調査の申出を行うことができます。この申出の他、消費者安全法による通知等や、他機関から寄せられる情報の中から、消費者事故調による原因調査等の対象となる事案が選定されます。対象事案は、生命身体にかかる被害の発生または拡大の防止を図るために原因究明が必要な場合で、さらに公共性、単一事故の規模、多発性、回避可能性、被害の程度等を考慮して選定されますが、実際にいかに対象事案の選定を行うかは今後の大きな課題です。

(2) 基調報告

千葉晃平会員（仙台）より、「製



造物責任の現状と課題～携帯電話低温やけど事件判決を中心に～」と題して基調報告①が行われました。製造物責任に関する司法救済について、消費者は当該製造物を「通常の用法に従って使用していたにもかかわらず、身体・財産に被害を及ぼす異常が発生したことを主張・立証することで、欠陥の主張・立証としては足りるというべきであり、それ以上に、具体的欠陥等を特定した上で、欠陥を生じた原因、欠陥の科学的機序まで主張立証責任を負うものではない」とPL法の趣旨に適った画期的判断を示した仙台高裁平成22年4月22日判決（最高裁平成23年10月27日上告棄却及び不受理決定）の報告等がありました。

次に、齋藤拓生会員（仙台）より、「住宅安全確保のあゆみ」と題して基調報告②が行われました。欠陥住宅被害は人権侵害であること、圧倒的情報の格差がある消費者被害であること等、住宅被害の本質と特徴について説明があり、欠陥住宅被害の社会問題化に伴いそれに応じた立法的対応がなされてきたこと、司法においても最高裁判決の積み重ねにより消費者救済の道が開かれてきたことが報告されました。しかし、完全な事後救済はあり得ず事前の予防が重要であること、また住宅政策を内需拡大や景気対策の道具とし消費者の安全を最優先としてこなかった政策の問題等についても指摘されました。

続いて、西野大輔会員（秋田）より、「食の安全と安心」と題して基調報告③が行われました。ユッケ食中毒事件や浅漬け食中毒事件等の食の安全を脅かした近時の具体例の紹介の後、現行の主な食品安全体制について食品衛生法や食品安全基本法、同法に基づく食品安全委員会の機能・役割等についての説明がありました。その上で、事故が起きた後の適切な措置と基準整備の必要性、マンパワーの拡充による実効的な監視指導態勢の必要性等の今後の課題

が指摘されました。

3 パネルディスカッション

パネリストとして、上記4名に久留米大学教授である朝見行弘会員（福岡県）を加え、吉岡和弘会員（仙台）をコーディネーターとしてパネルディスカッションが行われ、各分野ごとの現行制度の比較と問題点、消費者事故調への期待と課題等について、活発な意見交換が行われました。「再発防止の観点からの調査でも、訴訟における立証にも活用が期待できる」「食品安全委員会のリスク評価は中立公正を形式的にとらえ過ぎている。国交省の取り組みも必ずしも消費者の安全を第一にしているわけではない。消費者事故調には、ぜひ消費者の視点からの調査を期待したい」等と期待が述べられた一方で、調査体制・事務局体制の整備、他省庁との連携の在り方や、捜査機関と並行調査ができるようにするためのルール確立の必要性等の課題が浮き彫りとなりました。宗林氏は、「消費者事故調には様々な事故情報が一元的に集約される。寄せられる情報に基づき、多くの方にとって再発防止に役立つことをやりたい」等と抱負を述べました。

4 おわりに

消費者事故調の発足を契機として、製品、住宅、食品の各分野から消費者の安全・安心を考えるという、包括的・横断的なテーマのもとに開催された本シンポジウムでしたが、制度の比較を通じて、それぞれの分野の現行制度が抱える問題点を浮き彫りになるとともに、消費者事故調に対する理解も深まりました。今後も、安全・安心確保のための制度の充実に取り組むとともに、事故調の働きにも注目し、具体化した課題については改善を求めて行きたいと思えます。

包括消費者法部会
小野寺友宏（仙台）

消費者のためとなる新たな食品表示法の 制定を求める意見書

1 食品表示一元化の動き

消費期限、添加物、遺伝子組み換え食品、原料原産地等、食品の容器包装に表示が義務づけられている食品表示については、現行法上、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、健康増進法等に、ばらばらに規定されていました。この点については、従来から、法律が複数にわたり、表示のルールも複雑でわかりにくいので、一元化すべきとの意見が消費者団体、事業者双方から出ていました。

そこで、消費者基本計画（2010年3月30日閣議決定、2011年7月8日一部改定）で、2012年度中の食品表示一元化の法案提出が定められ、消費者庁では、2011年9月から2012年8月にかけて、食品表示一元化検討会を開催し、同年8月9日、「食品表示一元化検討会報告書」を公表しました。さらに、同年10月24日に開催された新食品表示法（仮称）に関する消費者団体とのワークショップにおいて、「新食品表示制度のポイント（イメージ）」を公表しました。

そして、2012年11月1日、消費者庁は、新食品表示制度について意見募集を行ったことから、当連合会は、同年11月15日付けで「消費者のためとなる新たな食品表示法の制定を求める意見書」を公表し、消費者庁に執行しました。

同意見書の内容は以下のとおりです。

2 法案作成に先立ち検討すべき点

(1) 食品衛生法、JAS法、健康増進法及びその他の法令における食品表示規制の統合の検討

新食品表示制度を検討した検討会の報告書の内容について、まず、一部の法令の統合のみ検討している点が問題でした。

食品表示に関する法令は、①食品衛生法、②JAS法、③健康増進法、④不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、⑤酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、⑥米穀等の取引等に係る情報の記録及

び産地情報の伝達に関する法律、⑦牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法、⑧計量法等多岐にわたっています。しかし、検討会では、食品衛生法、JAS法、健康増進法の三法の食品表示に関する規制の一元化についてのみ検討されただけでした。確かに、上記三法は、食品表示の重要な法令ですが、食品表示一元化の社会的要請は、食品表示に関する法令が多岐にわたるために、消費者も食品関係事業者も混乱することになった点からすれば、可能な限り、新たに制定される新食品表示法（仮称）に統合できないかを検討すべきでした。

そこで、意見書では、新たな食品表示法の法案作成に先立ち、少なくとも上記①から⑧の法令における食品表示規制を統合するよう検討することを要請しました。

(2) 表示違反に対する規制強化の検討

従来からある食品偽装、食品表示違反への規制が十分に進まない中、2007年には、不二家、赤福、石屋製菓（白い恋人）、船場吉兆といった著名な食品メーカー等が、食品表示の偽装、違反行為を行って、社会問題となりました。その後も、ウナギや、タケノコなどの産地偽装が多発し、食の安全安心が問題とされてきたにもかかわらず、食品偽装や虚偽表示を防止し、食品表示に対する消費者の信頼を回復するという視点での検討がなく、虚偽表示防止に向けた検討は全くされておらず、報告書には記載がありませんでした。ただし、「新食品表示制度のポイント」では、申出制度の拡充等の記載がされるようになっていました。

そこで、意見書では、食品表示の監視指導の在り方、表示違反に対する勧告制度や申出制度等の規制の整備及び執行部門の強化、表示・規格指導官（食品表示Gメンのこと）の消費者庁への移行等の総合的な検討を求めました。

3 新法に盛り込まれるべき内容

(1) 食品に関する消費者の権利及び

その確保

消費者基本法には、消費者の権利が明記されましたが、度重なる食品表示違反等の根底には、事業者が消費者の権利を侵害するとの認識がないこともあると考えられましたので、新たな食品表示法にも重ねて消費者の権利が明記される必要があります。

そこで、意見書では、新法には、消費者に、食品の安全を求める権利、食品の内容を知る権利、食品を選択する権利、食品による健康増進を求める権利があること、これらの権利を確保するために食品表示に関する適正な規制を行うことを目的とするよう明記することを要請しました。

(2) 現行の表示事項の維持及び表示義務の例外規定の整理

食品表示がわかりにくい原因として、報告書は、表示すべき内容が多くて文字が小さくなってしまっていることを示唆していました。しかし、本当にわかりにくい原因は、原則として表示すべきとされているものに例外が多くて、表示から中身がわかりにくくなっていることにあります（例えば、添加物では、物質名を記載することが原則ですが、物質名を記載しなくてよい例外があり、どのような化学物質が使用されているのかが表示からわからなくなっています）。また、現在の義務表示事項は、いずれも必要な表示であり、削減されるべきものではありません。

そこで、意見書では、新法では、食品表示の義務表示事項については、現行の表示事項を維持するとともに、表示義務の例外規定を整理し、もって、消費者が食品の内容を正しく理解できるよう表示のルールをわかりやすくすることを要請しました。

食品安全部会

副委員長 石川直基（大阪）

2011年破産事件及び 個人再生事件記録調査結果のご報告

1 はじめに

当委員会は、最新の多重債務者の実態と破産・個人再生事件の実態を調査するため、2011年9月、全国の地方裁判所及び会員の皆さまにご協力いただき、破産事件及び個人再生事件の確定記録を調査しました。

本調査は1992年から実施しており、今回の2011年調査で8回目を迎えます。2011年調査では、全都道府県より2010年6月から同年11月までに申し立てられた破産事件1242件、個人再生事件917件（小規模個人再生606件、給与取得者等再生311件）の有効データが収集されました。

同調査の詳しい内容は、当連合会ホームページに掲載されています。ぜひご参照ください。

2 2011年調査結果の特徴

(1) 「不況による生活苦型破綻」傾向の進展、深刻化

破産・個人再生の申立理由（多重債務に陥った原因）については、依然として「生活苦・低所得」（破産：60%、個人再生：35%）が最多であり、2008年調査と比較して、「失業」（破産：15%→20%、個人再生：10%→14%）、「給料の減少」（破産：11%→16%、個人再生：14%→20%）、「生活用品の購入」（破産：9%→11%、個人再生：6%→9%）などの割合が増加しています。2005年調査から指摘されていた「不況による生活苦型破綻」の傾向が進展し、より深刻化しています。

なお、申立理由として「保証」の占める割合（破産：19%、再生：9%）も高い比率を示しています。

(2) 債務者の高齢化

破産申立債務者の年齢については、2008年調査と比較して、60歳代（13%→18%）、70歳代（4%→5%）の割合が増加し、1992年調査以降最大値となりました。他方、20歳代（12%→6%）が激減しており、30歳代（26%→21%）も減少傾向にあります。個人再生申立債務者の年齢についても、60歳代（4.53%→6.32%）、

70歳代（0.29%→0.87%）の割合が増加し、いずれも過去最大値となり、他方、20歳代（12.52%→5.23%）が激減しており、30歳代（32.37%→23.34%）も減少傾向にあります。

次に指摘する低収入女性の破産者の増加とともに、高齢者・女性といった社会的弱者が破産・個人再生に追い込まれている現実が今回の調査から明らかとなっています。

(3) 債務者の収入の低下と負債額の低下（特に女性）

破産債務者の平均月収は11万7576円であり、生活扶助基準以下である月収15万円以下の収入層が63%と、全破産者の3分の1近くに上っています。破産債務者の低収入化は女性に顕著であり、女性の破産者の4分の3以上（77%）が月収15万円以下の収入層、52%が月収10万円以下の収入層でした。

債務者の負債額については、破産債務者の半数以上（52%）が500万円未満であり、破産者の3分の1以上（36%）が300万円未満でした。2008年調査と比較して、100万円未満（2%→5%）、200万円未満（11%→15%）という少ない負債額で破産する債務者が増加しています。特に女性の負債額をみると、300万円未満が48%（前回37%）であり、約半数を占めています。

つまり、破産に追い込まれている女性の約半数は、月収15万円以下、負債額300万円未満となっており、昨今いわれる女性の貧困の問題も今回の調査から明らかになったと言えます。

(4) 「債権者の属性」における保証会社の割合の増加

債権者の属性については、2008年調査と比較して、保証会社（破産：6.33%→11.21%、個人再生：6.85%→11.86%）の割合が増加し、登録貸金業者（破産：67.51%→57.41%、個人再生：75.41%→67.59%）の割合が減少しています。なお、無登録貸金業者の割合（破産：1.17%→

0.32%、個人再生：0.12%→0.14%）は、依然として低い値を維持しています。

(5) 申立から開始決定までの期間短縮傾向に対する揺り戻し

2011年調査における破産申立から破産開始決定までの平均日数は、38.8日であり、2002年以降の調査で指摘されていた「破産申立から破産開始決定までの劇的な短縮化」は、揺り戻しの傾向にあります。

具体的には、30日未満（2002年：28%、2005年：66%、2008年：62%、2011年：53%）、45日未満（2002年：60%、2005年：81%、2008年：81%、2011年：72%）の割合が減少しています。

(6) 管財人選任率の増加

破産終結内容として、同時廃止事件は2002年の95%をピークに減少を続け、2011年調査では77%まで減少し、約2割が管財事件となっています。

全国的に個人破産事件が減少する中、各地裁破産係が管財事件とするか否か等について従前より慎重な判断を下しているものと思われます。

3 2014年調査に向けて

今回の調査は2014年を予定しております。「破産事件及び個人再生事件記録調査」は、破産債務者・個人再生債務者の実情を知ることのできる、他に類を見ない貴重な資料です。会員の皆様には、今回の調査においてもぜひご協力をお願い申し上げます。また、今回の調査で、調査項目に加えてほしい事項などご意見がございましたら、当委員会までご連絡いただければ幸いです。

多重債務部会
吉野建三郎（佐賀）

リコールを含めた消費者事故等の未然防止のための 注意喚起徹底策に関する意見書

当連合会は、2012年11月16日、「リコールを含めた消費者事故等の未然防止のための注意喚起徹底策に関する意見書」を発表しました。

これは、内閣府消費者委員会の消費者安全専門調査会において、「消費者事故の未然防止のための方策についての各種検討」というテーマで、消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策等について調査審議されたことに対応し、当連合会の意見を取りまとめたものです。

1 現状と問題点

(1) 消費者事故の未然防止及び再発防止を図り、安全な消費生活を確保するためには、製品リコール情報を含む消費者事故に関する注意喚起情報（以下「リコール情報等」といいます。）が速やかに消費者に周知徹底され、かつ消費者による消費者事故の未然防止行動に確実につながる仕組みが構築される必要があります。

日本では、リコールに関し、消費生活用製品であれば消費生活用製品安全法（消製法）など製品分野ごとの法令で規定されていますが、基本的には製造・輸入事業者が自主的に実施するものとされ、方法も事業者任せられています。なお、情報提供に関しては、消費者庁は、昨年5月より情報を一元化したりコール情報サイトの運用を開始しました。

(2) リコールの課題は、製品分野にもよりますが、例えば消費生活用製品の場合、製造事業者等が製品の所在を把握していないため、リコール情報を確実に所有者に届けることが難しい状況になっています。また、新聞等に掲載されるリコール情報が消費者にほとんど認識されておらず、回収・修理等がなされていない未対策製品が多く存在し、事故が発生しています。経済産業省によれば、リコール開始後でも、未対策製品による事故は、重大製品事故全体の1割強を占めています。

(3) リコール以外の注意喚起については、消費者安全法（消安法）38条1項（改正前15条1項）に内閣総理

大臣による注意喚起の規定があるほか、消費者庁から事実上の注意喚起（ウェブサイトや記者会見等）がなされています。ただし、自治体等を通じた確実な情報伝達のルートは確立しておらず、また情報が届きにくい高齢者等の消費者に配慮した伝達に関する指針は策定されていません。

(4) リコール情報等には、①警告の認知性が低い、②リスク認知性が低い、③リスク回避行動に結びついていない、という問題があり、これらの要因を改善する必要があります。

2 消費者庁に求める施策の概要

(1) 流通事業者に対する製品購入者へのリコール情報等の周知義務の導入

日本では、販売店等の流通事業者は、製造事業者等の行うリコールへの協力が予定されているのみです。しかしながら、情報伝達の徹底を図る上で、社告や消費者庁のウェブサイトでは限界があり、流通事業者から消費者に直接情報を通知することが必要かつ効果的です。流通事業者は本来、契約上の責任を負う立場である上、顧客管理システムの進展に伴い、顧客情報を集積し、対象製品の購入者を把握しうる立場になってきています。諸外国でも流通事業者をリコールの実施者や義務者に含める例があります。消製法及び消安法を改正し、流通事業者にリコール情報等の周知義務を導入すべきです。

(2) 行政、製造事業者、流通事業者各自の責任と役割を明確にしたガイドラインの速やかな策定・実施

将来的にはリコール基本法の制定が望まれますが、リコール情報等の周知徹底策が喫緊の課題であることに鑑み、まずはガイドラインを早急に策定し、実施すべきです。具体的には、①行政には、事業者によるリコール実施のチェック、リコール情報等の確実な伝達システム構築等の責任、②製造・輸入事業者には、迅速・的確なリコールの開始、消費者への周知徹底・分かりやすい情報の提供、商品引取等につき消費者の生

活実態への配慮等の責任、③流通事業者には、顧客情報管理、リコール内容や製品種別、顧客情報の管理状況等に応じた周知徹底等の責任が挙げられます。

(3) 地方公共団体を含め関係機関を活用した恒常的な情報伝達体制の構築

リコール情報等が当該情報を必要とする全ての消費者に確実に届き、リスク認知からリスク回避行動へと繋がるような実効性ある注意喚起となるよう、地方公共団体を含め、消費者の生活に身近な場面で様々な取り組みを実施する関係機関と連携した注意喚起情報の伝達体制が構築される必要があります。

(4) リコール情報等の内容、表現及び伝達方法の改善

消費者が直ちに当該製品等により生ずるおそれのある危険の内容を認識し、適切に消費者事故の未然防止行動をとることができるよう、注意喚起情報の内容、表現方法、伝達方法の改善が必要です。マスメディアとも連携し、定期的な情報提供体制を構築すべきです。

(5) 消費者教育の推進・充実

消費者教育の推進に関する法律が成立する中、消費者がリコール情報等や事故リスクに関心を持ち、自ら製品事故に遭遇しないよう、また事故に関する情報を行政機関に積極的に提供するよう行動するための消費者教育の推進・充実が必要です。

(6) 製品事故情報の収集・分析・公表体制の整備強化

また、消費者庁には、消費者事故等の未然防止及び拡大防止の観点から、誤使用又は非重大事故と判断された情報、ヒヤリハット情報やインシデント情報についても収集の強化を図り、収集された情報を関係機関と共有・連携し、迅速・適切かつ効果的な注意喚起策を講じられる体制を整備することが求められます。

PL・情報公開部会
副委員長 菅聡一郎（大阪）

事件情報

大阪

証券過当取引において指導助言義務に言及した判決 大阪地裁平成24年9月24日判決（確定）

1 本件は、証券取引にかかる個人投資家の被害類型の1つである過当取引において、最高裁平成17年7月14日判決における才口千晴裁判官補足意見に登場する「指導助言義務」の考え方を取り入れた判断がなされた事案です。

2 被害者は、取引当時、判断力の低下した、港湾作業を営む事業会社の名目社長であり、1998年8月に勧誘を受けて証券口座を開設。2003年6月中旬に担当外務員が就任して以降、多額を含み損を生じていた既存銘柄群を損切り売却し、同売得金をもって別銘柄を短期売買して利益を追求するよう誘導し、被害者もこれを受け入れました。以後、他の担当外務員の誘導による短期頻繁売買にも被害者が一貫して追従した結果、保有資産は大きく減少し、2007年5月に至って問題が発覚し、本件訴訟に至りました。

なお、前記3年間の取引数値は、対象銘柄165（株式161）、業種数29、市場数8、売買回数は564回、資金回転率が年14.16回、手数料額は約2300万円（手数料化率約66%）、保有期間は30日未満が約76%など、2003年6月以前と比較すると、その急増ぶりが顕著でした。

3 本件争点は、被害者が、含み損について実現損を取り戻したいとの強い希望があり、外務員提示の投資方針＝短期頻繁売買を認識し認容していたことから、前記の一連性

ある売買取引が、被害者の「投資意向」に反していたか（合致していたのではないか）という点にありました。

4 この点につき、本判決は「誠実公正義務を負う証券会社の担当者としては、顧客のかかる素朴とも言える希望・方針に盲従して、リスクが大きく手数料もかさむ短期頻繁売買を安易に提案するのではなく」「そのようなリスク及び手数料額について顧客に十分説明し、その理解を得るよう努める助言指導義務を負う」とした上、その助言指導義務が尽くされていないことをもって、「取引の過度性」要件を充足するとししました。

本判決は、短期頻繁売買という投資方針が「表面的には」被害者の希望・意向に合致するよう見えても、同方針の実行が被害者に多大の損失を蒙らせる可能性が高く、それにもかかわらず被害者はそのことをよく理解していないという事情の下で、「指導助言義務」を介することによって、同方針が「実質的には」被害者の希望・意向に反するものと認定したものとと言えます。

なお、同旨の先行判決として大阪高裁平成20年8月27日判決があります（証券判例セレクト32巻64頁以下）。

三木俊博（大阪）

東京

未公開株販売の営業手法について共謀関係による詐欺的手法と認定した判決 東京地裁平成24年10月29日判決（被告10名のうち3名控訴）

1 本件は、平成15年から平成19年にかけて、組織的かつ全国的に未公開株詐欺商法を行っていた株式会社アイディジャパンの役員、従業員、未公開株式の発行会社及びその役員ら計10名を被告として、高齢の被害者2名が原告となって損害賠償請求訴訟を提起したものです。東京地裁民事第7部は、被告らが原告らに対し、「株式が近々上場予定であり、上場すれば株価が上昇する。」などと虚偽の事実を告げたと認定し、共同不法行為、取締役の責任等に基づき、約4000万円（及び遅延損害金）の損害賠償責任を認める判決を言い渡しました。

2 アイディジャパンは、各種マニュアルや「第三者話法」なる話法（第三者の発言を引用して、自らが販売しようとする商品の効用を伝える話法）を駆使した営業手法を用いていましたが、本判決は、アイディジャパンによるこうした営業手法を詳細に事実認定し、「詐欺的手法」であると断じました。関与者についても、「詐欺的手法を用いることについての共謀関係が成立していたと推認するのが相当」として、共謀関係及び共同不法行為の成立を認

めました。不法行為責任が認定された被告の中には、入社後わずか数週間しか経っていない営業担当の従業員や、事務部門の統括者であった従業員、未公開株式の発行会社及びその役員も含まれており、共同不法行為責任が広く認められたという点で、画期的なものであるといえます。

3 アイディジャパンの被害者は全国で約2、3千人、被害総額は1000億円以上とも言われており、同社には、関連会社が多数あり、これらの関連会社でも、アイディジャパン同様ないし類似の詐欺的手法が用いられていたものと思われる。また、被告らの一部は、アイディジャパン退社後、新たに会社を設立するなどして、違法の疑いが強いファンダ商法等を続けています。これら関連会社等による被害を含めると、アイディジャパン関係の被害者数・被害総額は膨大なものになると思われますが、本判決は、これらの関連会社等を相手とする事件や同種詐欺被害事案を扱っている方にも、参考していただけるものと思います。

阿部克臣（第二東京）

東京

イラクディナール紙幣を販売した業者に対する不法行為責任が認められた判決 東京地裁平成24年12月13日判決（確定）

1 本件は、原告の独居の高齢女性が、被告会社従業員から断定的判断を含む執拗な勧誘を受け、紙幣1枚あたり1600円程度のイラクディナール紙幣を1万5000円で買われ、合計480万円の被害を受け、被告会社や従業員らを提訴し、原告への勧誘が詐欺的であり不法行為にあたり、また契約の取消や無効による不当利得を主張した事案です。

2 原告は、同窓を名乗る被告会社従業員から飛び込みの電話勧誘を受け、被告会社従業員が原告の自宅を訪問し、経済が復興しているためディナールの価値が購入価格より下がることは絶対にないこと、「利益早見表」なる表を示しつつ利益が何千万円にもなる可能性があることなどを執拗に説明し、長時間の勧誘をし、当時のディナールの価値が1600円程度であることや、円への換金が極めて困難であることの説明はなかったことを主張しました。

これに対し、被告らは、ディナールが1600円程度の価値のものであること、価値が必ず上がるとは限らないこと、日本の銀行では取引されない通貨であることなどを勧誘の際に説明したなどと主張しました。なお、購入価格が1万5000円になることを根拠づける主張はありませんでした。

3 本判決は、被告のディナールが1万5000円以上になりそれより価値が下がることはないとの勧誘があったことを認定し、為替レートの変動という不確実な将来の事実について断定的な勧誘により、原告に確実に利益が得られる旨誤信させたことが不法行為を構成すると判断しました。被告らの主張については、被告会社従業員が示した「利益早見表」に勧誘当時のディナールのレートが載っていないことや、1600円程度のディナールを1万5000円で購入していることからすると原告がディナールの価値や取引のリスクについて説明を受け理解したというのは不自然であることなどを指摘して斥け、被告会社従業員の不法行為責任や、被告会社の使用者責任などを認め、被害額480万円及び1割の弁護士費用相当額の請求を認容しました（過失相殺なし）。

従前より弁護士会・消費者センターに多数の被害者から相談の寄せられているイラクディナール取引の事案について判断した判決は、あまり多くないようですので、本件は事例として意義のあるものになったと思います。

大菅俊志（東京）

翔たく仲間

福岡

適格消費者団体としての認定を受けて（消費者支援機構福岡）

1 2012年11月13日、NPO法人消費者支援機構福岡（CSOふくおか）は、内閣総理大臣の認定を受け、全国で11番目の適格消費者団体となりました。

福岡に適格消費者団体が設立されるに至った端緒は、2009年8月1日に開催された「出来たよ消費者庁！創ろう適格消費者団体！今、消費者被害の予防と回復のため私たちが出来ること」と題する日弁連人権擁護大会プレシンポジウムに始まります。福岡県弁護士会の消費者委員会に所属する弁護士を中心に、司法書士、消費生活相談員、研究者などが集まって適格消費者団体の設立に向けて動きだしたのです。そして、CSOふくおかは、同年9月26日の設立総会を経て、2010年2月22日にNPO法人格を取得し、2012年12月末現在、個人正会員181名、団体正会員12団体、個人賛助会員134名、団体賛助会員1団体によって構成される消費者団体となり、福岡県生活協同組合連合会、グリーンコープ生活協同組合ふくおか、エフコープ生活協同組合の支援を受けて活動を展開しています。

2 これまでに、CSOふくおかは、敷引契約、有料老人ホームの入居契約、家賃保証契約、冠婚葬祭互助会契約、結婚披露宴契約、携帯電話通信サービス契約、Qネット代金回収サービス契約などをめぐり、30件に及ぶ事業者等への申し入れを行っており、結婚披露宴契約にお

ける取消料およびQネット代金回収サービス契約における預金者からの解約制限をめぐる約款について改正の合意を得るなどの成果をあげています。そして、適格消費者団体としての認定を受けて、2012年12月26日、冠婚葬祭互助会契約の中途解約にかかる解約金条項をめぐり、その解約金が平均的な損害額を超える違約金を定めたものであって消費者契約法9条1項により無効であることなどを理由として、同法12条3項本文に基づく差止請求訴訟を福岡地方裁判所に提起しています。

3 CSOふくおかは、適格消費者団体として新たな歩みを始めたばかりですが、消費者被害の防止と救済を目指して積極的な活動を展開するとともに、現在議論が続けられている集団的消費者被害救済制度においてもその役割を担うことのできるよう、組織と財政基盤を確かなものにしていきたいと考えています。特に、差止請求訴訟の提起にあたっては、多くの弁護士の方々のご協力が不可欠であり、今後とも、CSOふくおかの活動に対するより一層のご理解とご支援をお願いいたします。

朝見行弘（福岡県）



消費者問題 文献・催事紹介

文献紹介 現代型民事紛争に関する実証的研究—現代型契約紛争（1）消費者紛争

本書は、東京地裁・大阪地裁の2人の裁判官が、消費生活センターの相談担当者等から聞き取りを行い、消費者紛争の背景となる実態や特有の経験則を踏まえた事実認定・法的判断の留意点や訴訟運営の在り方などを検討したというものです。

著者は、勧誘の類型別に、「事業者の勧誘方法・消費者の行動特性」と「社会心理学・行動経済学の知見」を整理し、「消費者行動特性を踏まえないで経験則だけに頼って判断することは、実態に即さない結論を導くことにつながりかねない」と指摘し、また民法・消費者契約法・特商法、割取法等の特別法という消費者法制の「3階建て構造」の要件と効果を整理して、「すぎ間事案」

における公序良俗違反・不法行為の主張につき具体的な視点を提示しています。

平成23年発刊なので、すでに読まれた方も多いと思いますが、消費者事件を扱う弁護士にとって必読の文献として紹介します。

A5版 1650円（税込）
司法研修所編 法曹会



文献紹介 知っておきたいクレジット・サラ金事件処理の最新論点

クレサラ対協が毎年開催している「クレサラ実務研究会」での発表内容を編集したもので、実務に役立つクレジット・サラ金問題の最新論点が掲載されています。

今回は、クレサラ業者の責任逃れを許さない追及の手法として、甲南大学の前嶋京子教授に、武富士の取締役への責任追及を念頭に置いた「取締役の対第三者責任の理論と判例」を執筆いただいたほか、債権譲渡や信託譲渡等の形式を用いた債権移行への対抗手段、判決による債権回収のための有効な方策などの論文が豊富です。

ほかに、過払金の充当に関する論点や、サクラサイト被害の対

処法、決済代行会社に対する法的責任追及なども取り上げています。

手に置いておく価値のある1冊です。

A5判 236頁/2400円（税込）
全国クレジット・サラ金問題対策協議会編
おおいた市民総合法律事務所
(TEL097-533-6543, FAX097-535-8716)



消費者問題メーリングリスト (cam)のご案内

camは、消費者問題に関する情報交換を行っているメーリングリストであり、多数の会員によって、事件処理に関する素朴な疑問、判例・学説や実務運用、立法政策論まで幅広い議論がされています。問題提起はもちろん、これから消費者問題を手がける方にも格好の知識吸収の場となります。

参加の方法は簡単です。参加費用、会費等の負担はありません。

①まず、shohisha@nichibenren.or.jp宛てにメールで申し込んで下さい。

②その際、件名を「cam登録希望」と、メール本文に氏名・会員登録番号・所属弁護士会・登録するアドレス・（簡単な）自己紹介をご紹介します。

③申込から登録手続きが終わるまでには、数日かかります。

④加入後の投稿先アドレスは、cam@nichibenren.jpです。

⑤アドレスの変更や脱退の申出は、メーリングリスト上ではなく、shohisha@nichibenren.or.jp宛にお送りください。

（ニュース・出版部会）

催事 第69回先物取引被害全国研究会・高松大会

日時：2013年4月12日(金)、13日(土)

場所：4月12日(金) アルファあなぶきホール 4月13日(土) サンポートホール高松

問合せ先：弁護士 平田元秀 TEL079-282-0430

ブラッシュアップセミナーでは、向來俊彦弁護士（大阪）が「商品取引所法から商品先物取引法へ—その実務に与える影響」（仮題）を、そのほか、適合性原則・説明義務の理論や債務名義の執行力強化問題についての学者の講演、各地の裁判・和解報告等を予定しています。皆様、ふるってご参加下さい。なお、本研究会の参加資格は、被害者側で投資被害事件を担当している弁護士に限定させていただきますのでご注意ください。

編集後記

新年恒例のリレ報告会に行ってきました。消費者庁長官から個別の弁護団まで、5時間半にわたる活動報告ですが、毎年ながら時間が足りなくなる慌ただしさで、日々新たな消費者問題が惹起していることが実感されます。

数年前までの報告会のことを思い出してみると、かつて多発していた八業物流とかL&G等々のクチコミを狙った大型被害事件は減少した

ように思います。確かに、個人の情報端末が行き渡っている現在では、特定の固有名詞が特定の間だけで伝播していくことは考えにくくなりました。代わりに昨今では、劇場型の投資詐欺のように、加害者を特定しにくい匿名性の被害が増加しているように思われます。これらの事案では、あるはずの会社が存在しないと、銀行口座を凍結するシステムはかなり有効に機能したと思いま

すが、最近では現金の手渡し主流となるなど、事後的な被害救済が極めて困難で、加害者もそれを狙っているわけです。このような匿名性の高い消費者被害については、手口がどんどん新しくなるのに、予防のための対策が追い付いておらず、大きな課題になっているように思われます。

飯田修（東京）